

財政福祉委員会 説明資料

目次

	頁
1 民泊サービスに関する内容別苦情件数	1
2 建築基準法におけるホテル、旅館が建築可能な用途地域	2
3 名古屋市と愛知県の旅館業法施行条例における簡易宿所営業の 構造設備基準の比較	3
4 玄関帳場の設置緩和のための要件	4
5 旅館業法と国家戦略特別区域法（外国人滞在施設経営事業）の比較	5
(参考) 宿泊施設の都道府県別客室稼働率（上位10位）	6

平成28年6月27日

健康福祉局

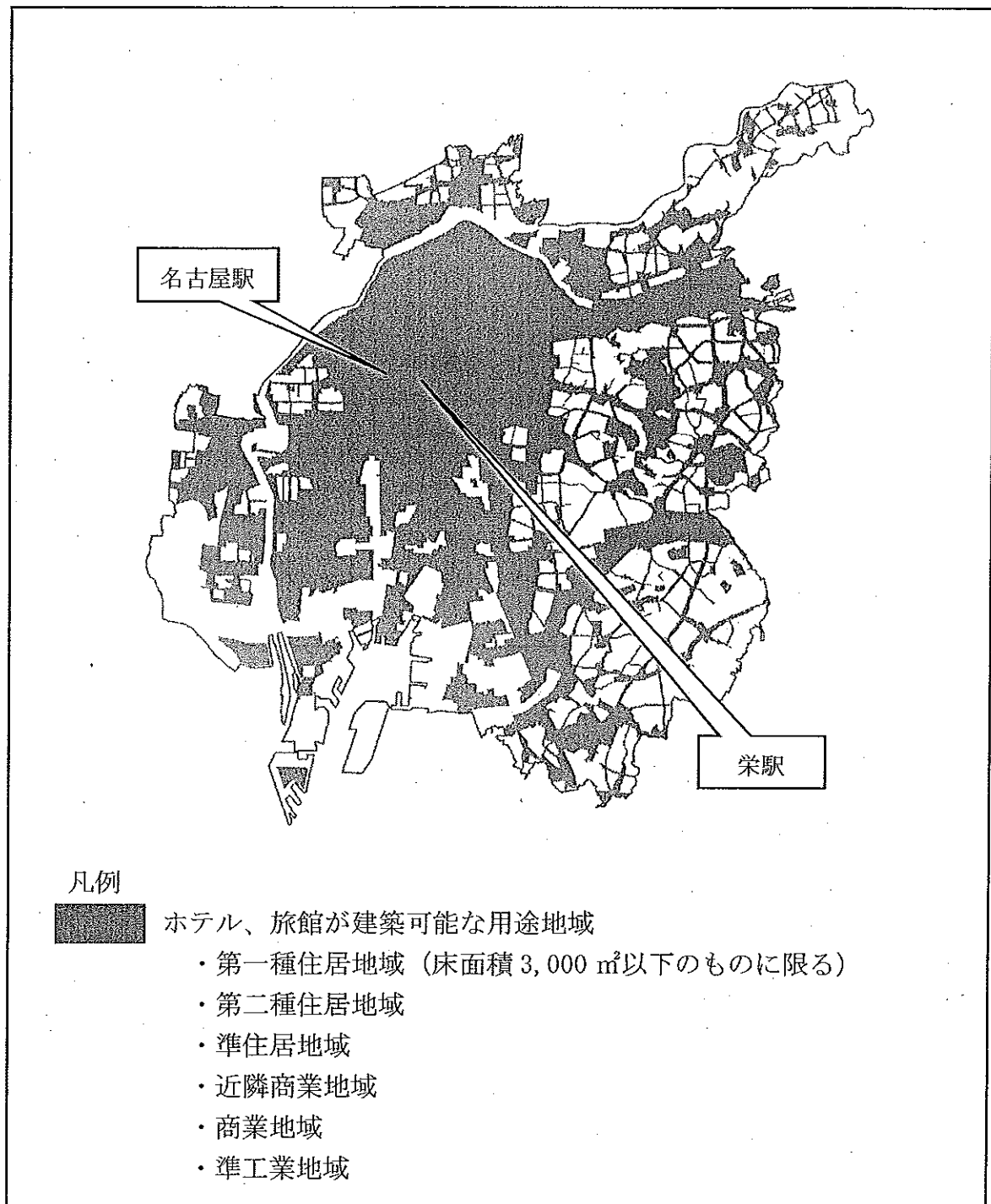
1. 民泊サービスに関する内容別苦情件数

(単位：件)

区 分	27年度	28年度
騒 音	1	1
ゴ ミ 出 し	—	1
無許可営業の疑い	4	7
計	5	9

注：平成28年度は、5月31日までの件数

2 建築基準法におけるホテル、旅館が建築可能な用途地域



備考：ホテル、旅館が建築できない用途地域

- ・ 第一種低層住居専用地域
- ・ 第二種低層住居専用地域
- ・ 第一種中高層住居専用地域
- ・ 第二種中高層住居専用地域
- ・ 工業地域
- ・ 工業専用地域

3 名古屋市と愛知県の旅館業法施行条例における簡易宿所営業の構造設備基準の比較

区 分	名古屋市	愛知県
1 客室の床面積	5 m ² 以上	規定なし
玄関帳場の設置	設置義務あり	設置義務あり (※適用除外規定あり)

注1：適用除外規定の内容

旅館業の施設が季節的に利用されるものその他特別な事情があるものである場合で、公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認められるときは、構造設備の基準は、その一部を適用しないことができる。

注2：適用除外規定の取扱い

平成28年5月31日より、客室の延床面積が33 m²未満の施設については、次の要件を満たしている場合に限り、玄関帳場の設置規定を適用しないことができる旨の運用を開始している。

ア 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

4 玄関帳場の設置緩和のための要件

- (1) 「玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置」の具体的内容（厚生労働省健康局長通知）

- ア ビデオカメラ等を設置することにより、宿泊者の出入りの状況が確認できること。
- イ 管理事務所等において宿泊者との面接を行い、宿泊者名簿の記載を行うこと。また、建物の管理取扱責任について、署名を取ること。
- ウ 管理事務所等から旅館業施設まで職員が宿泊者に付き添って案内し、職員が解錠のうえ、宿泊者に鍵を引き渡すこと。

- (2) 「事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制」の具体的内容（厚生労働省健康局長通知）

- ア 旅館業施設と管理事務所等との間に通話機器が設置されていること。
- イ 旅館業施設が管理事務所等から速やかに駆けつけることができる範囲であること。
- ウ 宿泊者の安全等を確保するためのマニュアルを整備すること。
- エ 地方公共団体、防犯関係者、消防関係者、観光又は地域振興に取り組む関係者等が、状況の確認と情報交換を行う体制を構築すること。

5 旅館業法と国家戦略特別区域法（外国人滞在施設経営事業）の比較

区 分	旅館業法	国家戦略特別区域法 (外国人滞在施設経営事業)
適用される地域	全 国	国家戦略特別区域のうち、当該事業を定めた区域計画が内閣総理大臣に認定を受けた地域
位 置 付 け	旅 館 業	不動産賃貸業 (旅館業法の適用除外)
施 設 を 使 用 さ せ る 期 間	規 定 な し	7日から10日までの範囲内において条例で定める期間以上

注1：区域計画に当該事業が含まれている地域

東京圏（東京都、神奈川県、千葉市、成田市）

関西圏（大阪府、兵庫県、京都府）

注2：事業を開始している地域

東京都大田区

大阪府（政令指定都市及び中核市を除く。）

(参考) 宿泊施設の都道府県別客室稼働率 (上位10位)

(単位：%)

区 分	客室稼働率
大阪府	85.2
東京都	82.3
京都府	71.4
愛知県	70.9
千葉県	70.7
福岡県	68.7
沖縄県	67.7
神奈川県	66.7
埼玉県	66.3
広島県	65.5
全 国	60.5

注：平成28年2月29日観光庁公表「宿泊旅行統計調査(平成27年年間値(速報値))」から抜粋

